



令和5年12月22日
道路局 高速道路課

「新たな高速道路料金に関する基本方針」の改定について

国土交通省では、平成25年12月20日に策定した「新たな高速道路料金に関する基本方針」を改定しましたので、お知らせします。

全国の高速道路料金については、平成25年12月20日に策定した「新たな高速道路料金に関する基本方針」に基づき、料金水準の整理や料金割引の再編を行いました。

このたび、

- ・平成26年に導入した3つの料金水準の継続
- ・割引の見直し

などを行うことにより、これまでの取組を更に進展させるべく、「新たな高速道路料金に関する基本方針」を改定しました。

<問い合わせ先>

道路局 高速道路課 企画専門官 田中 洋介（内線：38352）

係長 川嶋 祥之（内線：38365）

代表：03-5253-8111 直通：03-5253-8500

新たな高速道路料金に関する基本方針

平成25年12月20日公表
令和5年12月22日改定
国土交通省

高速道路の料金については、社会資本整備審議会道路分科会 国土幹線道路部会の中間答申(平成25年6月25日)において、これまでの「整備重視の料金」から「利用重視の料金」への転換を図ることとされたところである。

また、中間答申(令和3年8月4日)において、平成26年4月に新たに導入された利用重視の料金のうち、3つの料金水準への整理について、引き下げによる影響を検証しつつ、令和5年度末までとなっている現行料金水準の期限を見据えて議論を継続する必要があるとされたところである。

この方針に基づき、ネットワーク化が進みつつある高速道路がより一層有効利用されるよう、

- ①建設の経緯の違いなどによる区間毎の料金差を是正し、普通区間、大都市近郊区間、海峡部等特別区間の3つの料金水準を継続する。
- ②大都市圏の料金については、環状道路整備の進捗を踏まえ、道路ネットワークの稼働率を最適化するため、ITS技術を活用しつつ、「世界一効率的な利用」を実現するシームレスな料金体系の構築を目指す。

に取り組むこととする。

現在の料金割引については高速道路会社から提出された案を踏まえ、

- ①効果が高く重複や無駄のない割引となるよう見直し
- ②生活対策、観光振興、物流対策などの観点を重視しつつ、高速道路の利用機会が多い車に配慮

を基本的な考え方として、平成26年4月に高速道路の料金割引全体が再編されている。

このうち、生活対策や観光振興などの観点で導入された割引については一定の効果が見られたものの、割引の適用を待つ車両が高速道路上で滞留することや、割引を実施している特定の時間帯や曜日に高速道路が混雑する箇所もあるなど、割引により別の課題が生じている。

このため、中間答申(令和3年8月4日)を踏まえ、より政策課題の解決に寄与するよう、他の交通機関への影響も考慮した上で、割引の導入による効果を評価しつつ、高速道路会社と連携しながら高速道路の料金割引の見直しを進める。

1. 3つの料金水準について

高速道路の料金水準については、普通区間、大都市近郊区間、海峡部等特別区間の3つの料金水準を継続することとする。なお、これに伴う料金水準の引き下げは、高速道路債務の償還に与える影響を踏まえて、実施することとし、引き下げ対象は、ETC利用が9割を超えることから料金徴収コストなどを考慮して ETC車とする。

なお、利用者へのサービス水準向上のための高速道路の進化・改良に関する継続的な投資や、資材・労務単価の変動、維持管理費の上昇なども踏まえ、社会・経済に与える影響を考慮しつつ、料金水準のあり方について引き続き検討を行う。

(1) 普通区間

普通区間の料金水準については、普通車で 24.6 円/km(以下料金については普通車を記載)を基本として、割高6区間(関越トンネル、恵那山トンネル、飛騨トンネル、阪和自動車道(海南～有田)、広島岩国道路、関門橋)、本四高速(陸上部)についても、同様とする。

(2) 大都市近郊区間

大都市近郊区間の料金水準については、普通区間より割り増した 29.52 円/km を維持する。

(3) 海峡部等特別区間

伊勢湾岸道路、東京湾アクアライン、本四高速(海峡部)の料金水準については、108.1 円/km とする。

2. 大都市圏の料金について

首都圏・阪神圏においては、環状道路の整備に合わせてシームレスな料金体系の導入に向けて、引き続き、料金の見直しを進める。

3. 料金割引について

(1)NEXCO

NEXCOの料金割引については、実施目的を明確にした上で、効果が高く重複や無駄のない割引とするとともに、生活対策、観光振興、物流対策などの観点を重視しつつ、高速道路の利用機会が多い車に配慮して、これまで通りETC車を対象に、以下のとおり見直す。

① 生活対策

- ・並行する一般道路における通勤時間帯の混雑緩和のため、平成17年に地方部の通勤割引が導入され、平成26年4月に通勤時間帯に多頻度利用する車を対象とする割引に見直ししたところである。
- ・この割引については、朝夕の時間帯に高速道路が混雑するといった課題や、多様化する勤務形態に対応できていないといった課題がある。
- ・こうした状況を踏まえ、交通容量に余裕のある高速道路において、働き方の多様化に合わせ、他の交通機関の定期券なども参考に、時間帯や曜日を限定せず通勤利用できるように、平日朝夕割引に代わる割引の検討を進め、試行による効果を検証の上、高速道路が利用される時間帯の分散を図る。
- ・高速道路を利用する機会が多い車の負担を軽減するため、マイレージ割引について、最大割引率を9.1%として継続する。

② 観光振興

- ・観光需要を喚起し、地域活性化を図るため、地方部の普通車以下の休日割引について、割引率を3割として継続する。
- ・観光需要の分散・平準化のため、休日割引の適用条件を含め、高速道路料金割引の休日と平日のバランスについて見直しを進める。

③ 物流対策

- ・主に業務目的で高速道路を利用する機会が多い車の負担を軽減するため、大口・多頻度割引について、最大割引率を40%として継続する。ただし、物流事業者の高速道路の利用促進による労働生産性向上のため、令和7年3月末までの間は、ETC2.0を利用する自動車運送事業者を対象に、最大割引率を50%に拡充する。

④ 環境対策

- ・並行する一般道路の沿道環境を改善するため、深夜割引について、割引率を3割として継続する。
- ・ただし、割引が適用される時間帯に少しでも高速道路上にいれば、全ての走行距離に対して割引が適用されることから、本線料金所などで大型車が滞留するといった課題が生じている状況を踏まえ、深夜割引の対象となる時間帯に走行した距離に応じた割引に見直す。

⑤ 東京湾アクアライン

- ・当分の間、千葉県による費用負担を前提に、現行の終日800円を継続する。

(2) 本四高速

本四高速については、他の交通機関への影響などを考慮しつつ、生活対策、観光振興などの観点から現在の料金割引を継続する。

4. その他

高速道路の時間変動料金について、東京湾アクアラインでの実験の効果や影響を踏まえつつ、地域の合意形成を図りながら、カーボンニュートラルに資する渋滞緩和や観光需要の平準化の観点から拡大する。

新たな高速道路料金に関する基本方針

国土交通省 道路局
平成25年12月20日公表
令和5年12月22日改定

新たな高速道路料金に関する基本方針のポイント

○「整備重視の料金」から「利用重視の料金」への転換

- ・建設の経緯の違い等による区間毎の料金差を是正し、3つの料金水準へ整理
- ・大都市圏の料金については、「世界一効率的な利用」を実現するシームレスな料金体系の構築を目指す

○ 料金割引全体の再編の基本的な考え方

- ① 効果が高く重複や無駄のない割引となるよう見直し
- ② 生活対策、観光振興、物流対策などの観点を重視しつつ、高速道路の利用機会が多い車に配慮

3つの料金水準(H26.4～)

※ETC車に限定

<普通区間>

- ・24.6円/kmを基本
- ・割高6区間(恵那山トンネル等)、本四高速(陸上部)も同様

<大都市近郊区間>

- ・現行の29.52円/kmを維持

<海峡部等特別区間>

- ・伊勢湾岸道路、アクアライン、本四高速(海峡部) : 108.1円/km

大都市圏の料金

環状道路の整備に合わせ、シームレスな料金体系を導入すべく検討

<首都高速>

H28.4～ 新料金の導入

<阪神高速>

H29.6～ 新料金の導入

料金割引の再編(H26.4～)

※ETC車に限定

<NEXCO>

生活対策

平日朝夕割引 : 通勤時間帯に多頻度利用する車を対象とする割引に見直し

マイレージ割引 : 最大割引率9.1%に見直し

観光振興

休日割引 : 割引率を3割として継続(H26.6末まで5割継続)

物流対策

大口・多頻度割引 : 最大割引率40%に拡充(補正予算も活用し50%に拡充)

環境対策

深夜割引 : 割引率を3割として継続

アクアライン

アクアライン割引 : 当分の間、千葉県による費用負担を前提に終日800円を継続

国土幹線道路部会の中間答申(R3.8.4)

R6.4以降の対応

償還に与える影響も踏まえつつ、3つの料金水準を継続

※高速道路の進化・改良に関する継続的な投資や、資材・労務単価の変動、維持管理費の上昇なども踏まえ、社会・経済に与える影響を考慮しつつ、料金水準のあり方について引き続き検討

引き続き料金の見直しを進める

R3.3 首都圏の新たな高速道路料金について

R5.12 近畿圏の新たな高速道路料金について

今後の見直しの方針

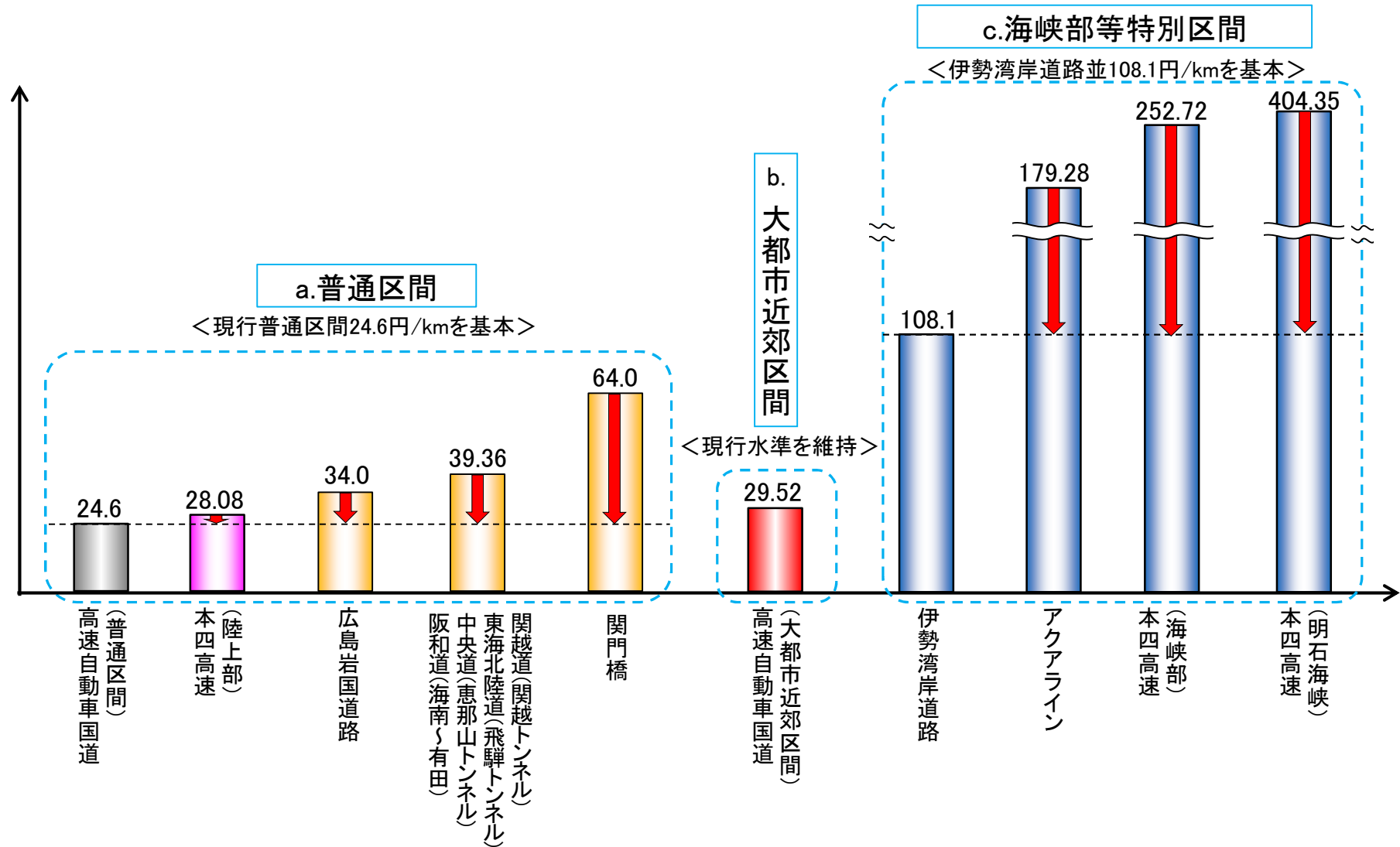
より政策課題の解決に寄与するよう、他の交通機関への影響も考慮した上で、高速道路の料金割引の見直しを進める

(例)

- ・働き方の多様化を踏まえた平日朝夕割引の見直し
- ・深夜割引の適用時間帯の走行分のみを割引の対象とする見直し
- ・平日と休日の割引のバランスの見直し
- ・時間変動料金の導入の拡大に向けた検討

3つの料金水準

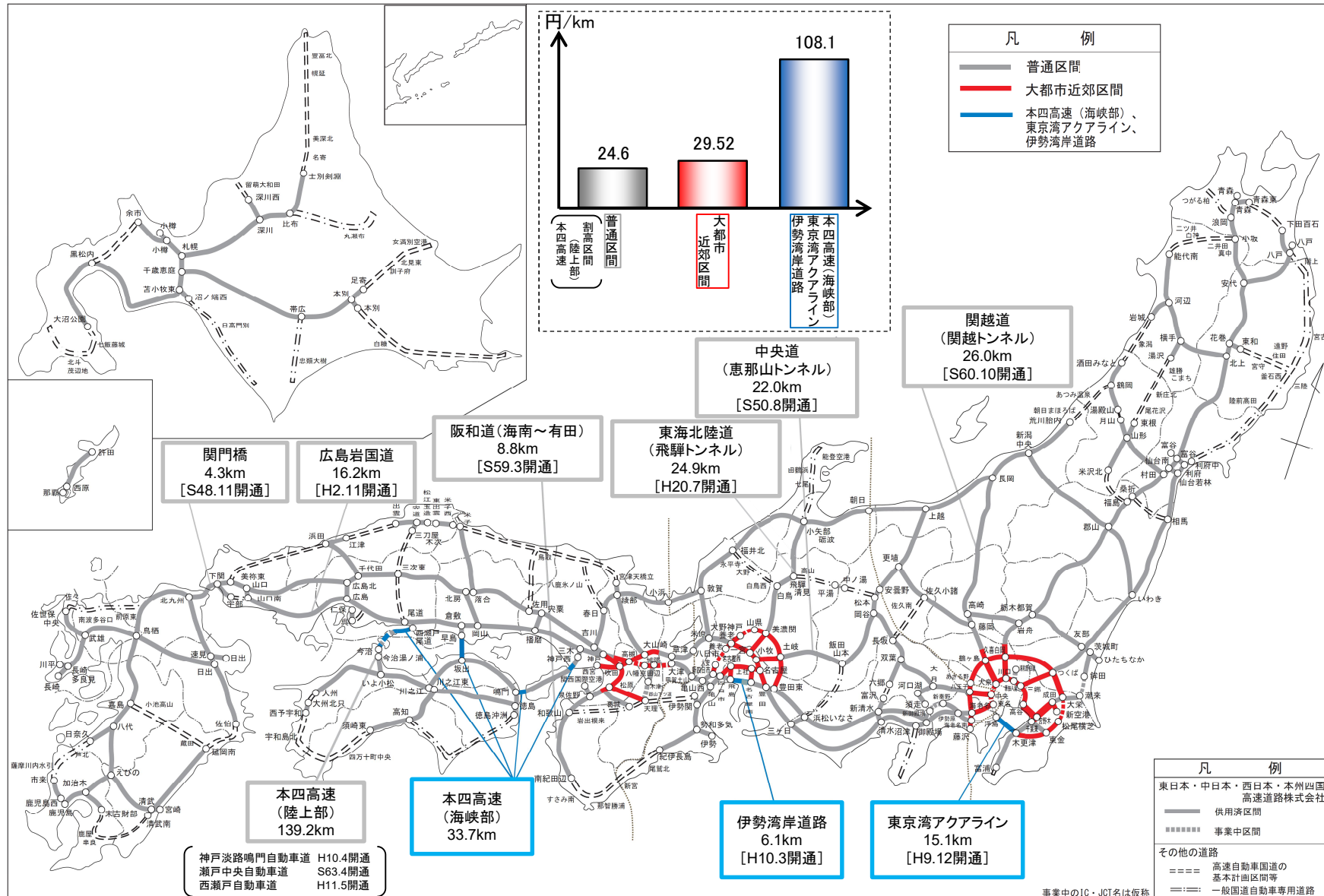
○ 平成26年4月に導入した3つの料金水準について、償還に与える影響も踏まえつつ、継続する



※料金水準引き下げの対象はETC利用車に限定

注:ターミナルチャージの有無にかかわらず、「(普通車の全線料金-150円)/全線延長」で料率を算出

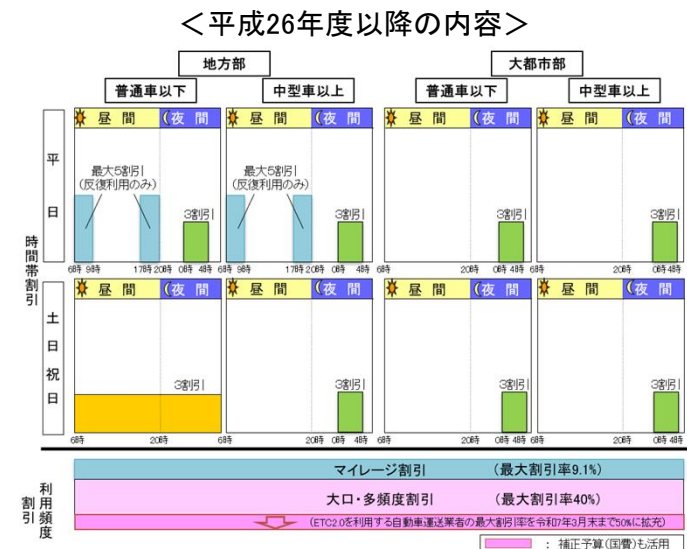
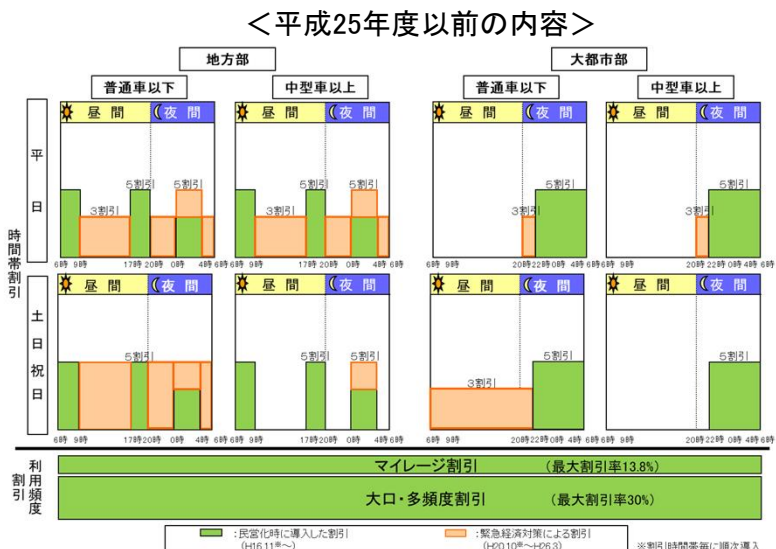
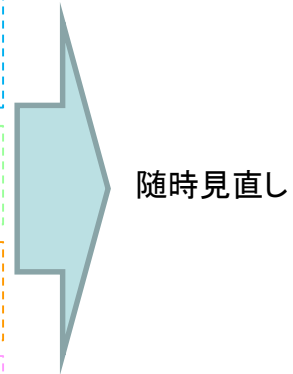
(参考)3つの料金水準の位置図



平成26年に導入された料金割引

○ 平成26年に導入された割引について、国土幹線道路部会中間答申(令和3年8月)を踏まえ、割引の内容の見直し・評価を定期的を実施

- 生活対策**
 - ＜平日朝夕割引＞
 - ・並行する一般道路における通勤時間帯の混雑緩和のため、地方部の高速道路を通勤時間帯に多頻度利用する車を対象に割引
 - ＜マイレージ割引＞
 - ・高速道路を利用する機会が多い車の負担軽減のため、ETCシステムによる利用実績に応じて還元
- 環境対策**
 - ＜深夜割引＞
 - ・一般道路の沿道環境を改善するため、深夜に利用する車を対象に割引
- 観光振興**
 - ＜休日割引＞
 - ・観光需要を喚起し、地域活性化を図るため、地方部の高速道路を利用する車を対象に割引
- 物流対策**
 - ＜大口・多頻度割引＞
 - ・主に業務目的で高速道路を利用する機会が多い車の負担軽減のため、利用実績に応じて還元



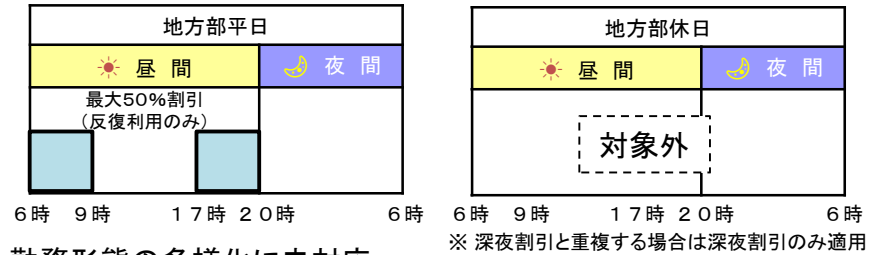
【割引の目的】 高速道路に並行する一般道における通勤時間帯の混雑の解消のため、交通容量に余裕のある高速道路の利用を促進

<現行の割引>

【概要】 ETCを利用した平日の6時～9時、17時～20時の間に料金所を通過した走行に対して、毎月の利用回数に応じて最大50%割引

(対象) 全車種(コーポレートカード含む)、1日2回まで(朝夕1回ずつ)、1回の利用につき最大100km分まで、地方部のみ

(割引率) 月5～9回:30% 10回以上:50%



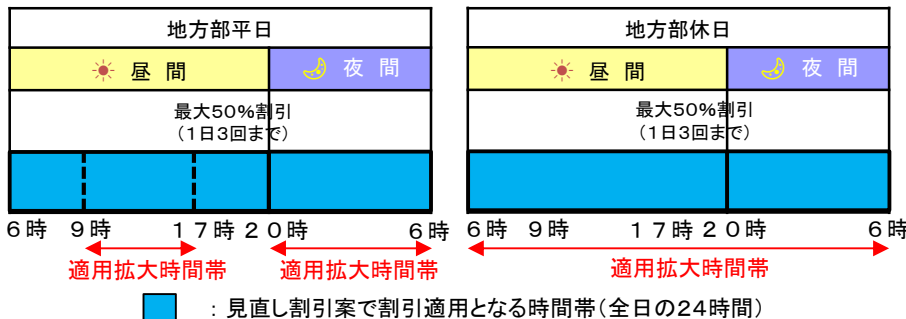
- 【課題】
- ① 対象時間が平日の6～9時、17時～20時に限定されており、勤務形態の多様化に未対応
 - ② 一部の高速道路において、通勤時間帯に混雑が発生

<見直しの方向性>

- ① 適用時間帯に関する条件を見直すなど、多様化する勤務形態への対応
- ② 通勤時間帯に混雑している高速道路においては、前後時間帯への分散を図るなどの工夫

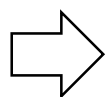
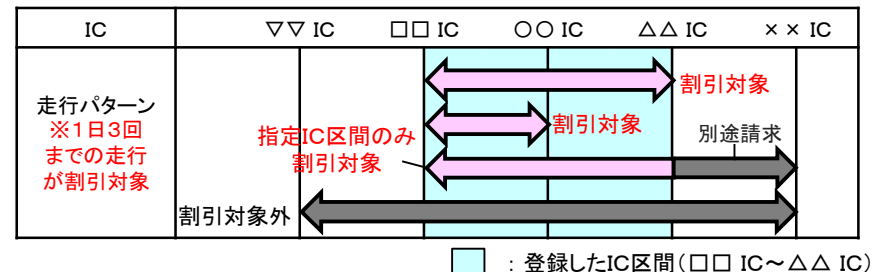
<見直し(フリータイム通勤パス割引)の概要>

(1) 適用時間帯を全日・24時間に拡大



(2) 利用者が登録したIC間を最大50%引(月10往復以上利用の場合)

- ・登録したIC間20回相当分の支払に使えるパスを、10回分の料金を事前購入
- ・20回相当分の料金までは定額(最大50%引)、以降は50%引の料金を別途請求



- ・並行一般道路の渋滞状況等を踏まえ、令和5年4月から石川県の一部区間で試行開始、7月から石川県全域に拡大
- ・この見直しについて、更なる検証のため、令和6年4月から複数エリアに拡大し、今後、割引による効果を検証の上、**現行の平日朝夕割引にかえて本格展開することを目指す**(令和8年度目処)

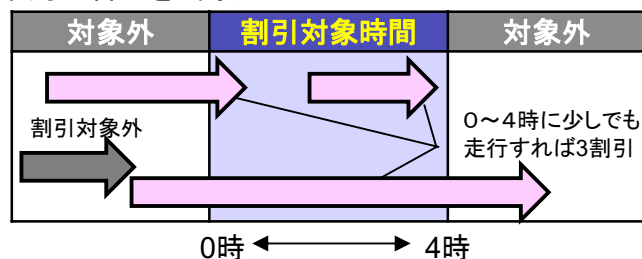
深夜割引の見直し

【割引の目的】 一般道路の沿道環境を改善するため、交通容量に余裕のある高速道路の夜間利用を促進

<現行の割引>

【概要】

ETCを利用して0時から4時の間に高速道路を通行する車両の料金を3割引

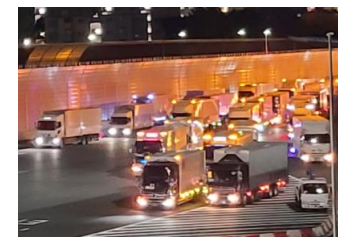


【課題】

① 本線料金所において、割引適用待ちの車両が滞留し、走行車線を閉塞

〔0時から4時に少しでも走行すれば、適用時間外の走行分も含めた全走行分に割引が適用〕

② 運転者等の労働環境の悪化



【東京本線料金所前の滞留状況】
(R2.12.23(水)23:58撮影)

<見直しの方向性>

- ① 深夜割引の対象時間帯の走行分のみを対象
- ② 割引対象時間帯を拡充



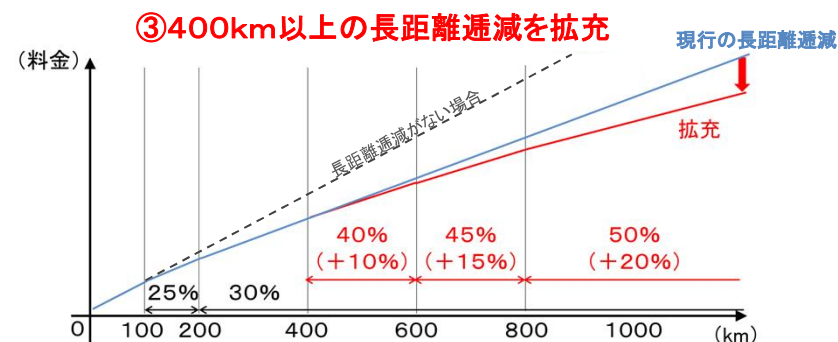
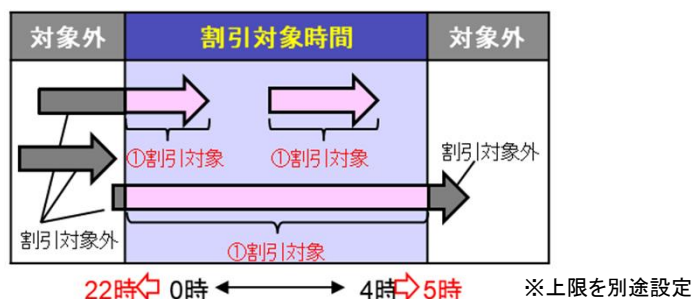
【課題】 割引対象時間帯に走行しきれない長距離利用者の負担が増加

③ 長距離逓減を拡充

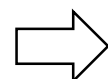
〔現行：100kmを超え200km以内の利用分について25%、200kmを超える利用分について30%の割引〕

<見直しのポイント(令和6年度中に実施)>

- ① 割引対象時間帯の走行分※のみ3割引
- ② 割引対象時間帯の拡充(22-5時)



※このほか、1,000km以上の利用者等に対する激変緩和措置を実施(見直しから5年程度)

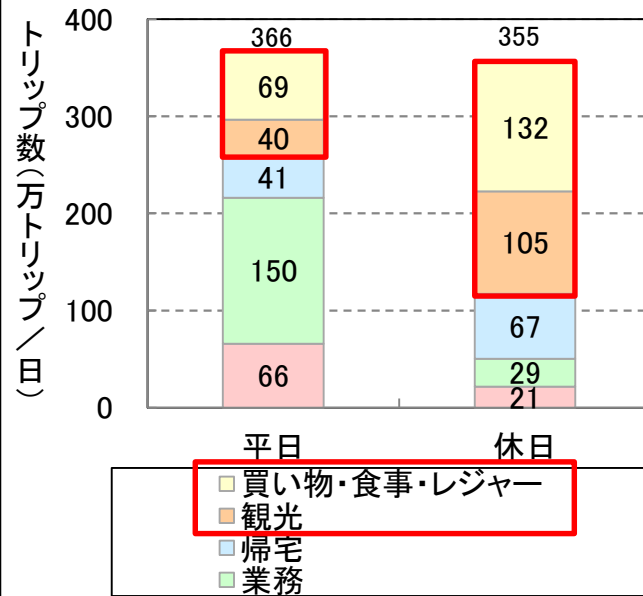


深夜割引の見直しにあわせて、SA・PA等の利用者環境の整備に取り組みながら、利用者の行動変容を検証

休日割引の概要

割引の目的

- **観光需要を喚起し、地域活性化を図る**ため、高速道路の有効活用を促進



※ H17センサスデータ

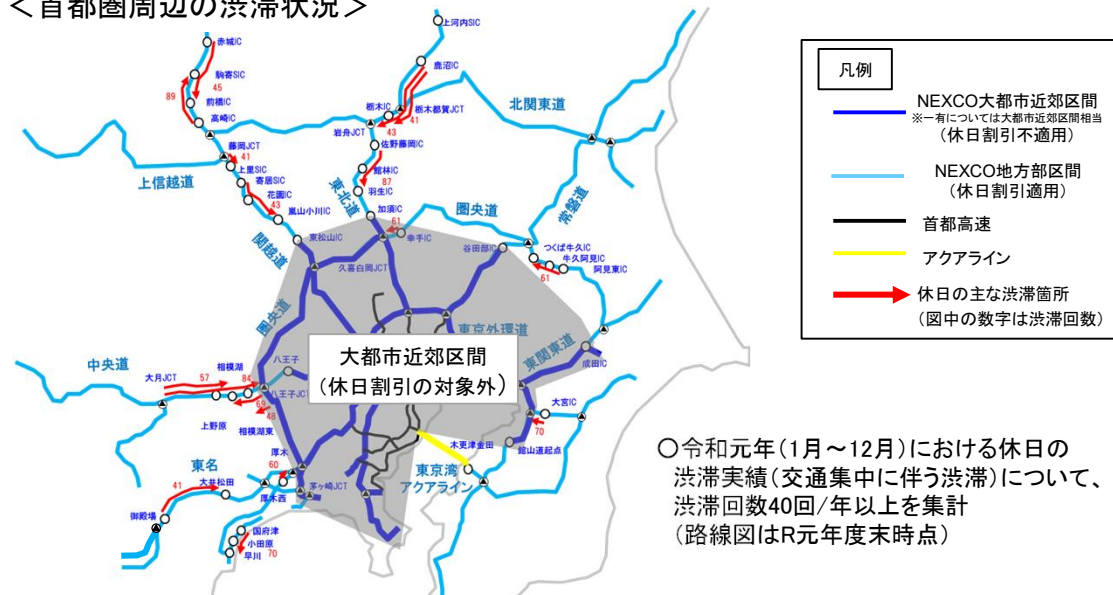
割引の概要

- 土日祝日に地方部の高速道路を通行する軽自動車等及び普通車を対象に3割引
- 繁忙期等の交通の集中が見込まれる時期などにおいて、渋滞の激化を避けるため、GW・お盆・年末年始における休日割引の適用を除外(令和3年度の年末年始以降)

割引の課題

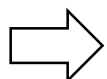
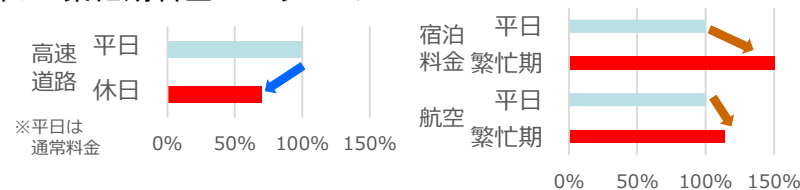
- 休日割引適用の大都市圏(首都圏)において、中央道、東北道、東名高速等の放射高速道路の上り方向を中心に、高速道路が渋滞しており、中京圏、近畿圏においても同様の渋滞が発生
- 休日に集中する観光需要の平準化のため、他の交通機関等では休日に割高な料金を設定

<首都圏周辺の渋滞状況>



○ 令和元年(1月~12月)における休日の渋滞実績(交通集中に伴う渋滞)について、渋滞回数40回/年以上を集計(路線図はR元年度末時点)

<平日と休日・繁忙期料金のバランス>



観光需要の平準化のため、平日と休日の割引のバランスの見直しに向けて、引き続き検討を行う

高速道路料金の大口・多頻度割引の拡充措置の延長

○平常時、災害時問わず物流機能を担う運送業者に対し、自動車運送事業者の高速道路の利用促進による労働生産性向上のため、大口・多頻度割引の最大割引率を40%から50%に拡充する措置の延長（令和7年3月末まで）。

